## 第1回 新複合施設建設委員会次第

日 時:令和6年8月28日(水) 午後1時30分~ 場 所:坂城町役場 講堂(3階)

1.	開	会	
2.	あいる	さつ	
3.	自己約	沼介	
4.	議	事	
(1	)新袖	複合施設 基本構想・基本計画について	資料1 基本構想・基本計画
(2	2)基2	本設計プロポーザル内容の説明	資料2 プロポーザル資料
( 3	3)今征	<b>炎のスケジュール</b>	資料3 今後のスケジュール案
( 4	4) そ	の他	
5.	閉	会	

			( 4) ( 1) ( 1)	
氏 名	役職	所属・役職	分野	備考
松下 重雄	委員長	公立大学法人 長野大学 環境ツーリズム学部教授	学識経験者	
滝沢 幸映	副委員長	坂城町議会 議長	町議会議員	
中嶋 登	委員	坂城町議会 議員(中之条)	町議会議員	
袮津 明子	IJ	坂城町議会 議員(中之条)	町議会議員	
武田 和雄	IJ	坂城町シニアクラブ連合会 会長	福祉	
塚田 明	IJ	坂城町民生児童委員協議会 会長	福祉	
中澤 範子	IJ	千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター センター長	福祉	
宇治 春菜	IJ	健康運動指導士	保健	
宮澤 宏	IJ	坂城町校長会 代表(南条小学校長)	教育(学校)	
三井 有奈	JJ	坂城町教育委員会 委員	教育	
高井 資昌	IJ	坂城町体育協会 会長	教育(スポーツ)	
成澤 瑛子	11	子育てサークル 代表	子育て	
上野 敬一	11	坂城町社会福祉協議会 会長 坂城町社会教育委員 代表	福祉·生涯学習	
小澤 猛	IJ	坂城町区長会 会長	まちづくり(自治区)	
鈴木 忠	IJ	坂城町区長会 会長代理	JJ	
鈴木 雅視	IJ	坂城町商工会長	まちづくり(産業)	
金田 信善	IJ	テクノハート坂城協同組合 事務局長	まちづくり(産業労働)	
若麻績 節子	IJ	公募委員		
小宮山 能康	IJ	公募委員		
柳澤 玉枝	IJ	公募委員		

## 【オブザーバー】

氏 名	所属・役職				
嶋本 耕三	嶋本・SCOP共同企業体(コンストラクション・マネジメント≒発注者側支援事業者)				
跡部 嵩幸	"				
柳澤 喜久男	㈱宮本忠長建築設計事務所	管理技術者(基本設計業務 プロポーザル最優秀提案者)			
西澤 広智	II.	建築(総合)主任			
内堀 克哉	II.	建築(総合)担当			
丸山 友基	<i>II</i>	建築(総合)担当			
小口ゆずき	"	建築(総合)担当			

## 【坂城町】

氏 名		所属・役職		備考
山村 弘	坂城町長			
臼井 洋一	坂城町副町長			
竹内 祐一	坂城町企画政策課	課長		
小河原 秀昭	坂城町企画政策課	まち創生推進室	室長	
竹内 知輝		IJ	主事	
溝端 利樹		IJ	主事	

## 保健福祉等複合施設建設委員会設置要綱

令和4年9月1日告示第42号

(設置)

- 第1条 保健福祉等複合施設(以下「複合施設」という。)の建設について協議するため、 保健福祉等複合施設建設委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (任務)
- 第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 複合施設の建設に係る基本的な方針及び計画並びに設計に関し、広く町民の意見を徴し、整備計画を作成すること。
  - (2) その他複合施設の建設検討に必要な事項 (組織)
- 第3条 委員会は委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 町議会議員
  - (2) 福祉、保健及び介護に関わる者
  - (3) 教育・子育てに関わる者
  - (4) 生涯学習の推進に関わる者
  - (5) まちづくりに関わる者
  - (6) 学識経験者
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、複合施設の建設に関し、意見等を求めることが必要であると町長が認めるもの

(任期)

- 第4条 委員の任期は、第2条に掲げる事項の完了をもって満了するものとする。
- 2 委員が欠けた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。 (報酬等)
- 第7条 委員の報酬額は、委員長については日額7,600円、委員については日額7,200円とする。ただし、半日(4時間以内)の場合における報酬は、2分の1の額とする。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、企画政策課において行う。
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。